

# 契約トラブル処方箋

「納得できない!」  
「しまった!」と  
思ったら



## まず「クーリング・オフ」をしましょう!

「クーリング・オフ制度」は消費者の力強い味方です。取引の種類によってできる場合とできない場合がありますが、一定期間内(原則8日間)で要件を満たしていれば、書面(はがき等)で通知することによって、無条件に契約が解除できます。

## 「消費者契約法」が使えないか検討しましょう!

クーリング・オフ期間を過ぎていたり、条件が満たされていなかったりした場合は、「消費者契約法」や「民法」の取消や無効にあてはまらないか検討しましょう。

## まだあきらめないで!

クーリング・オフも民法も消費者契約法もあてはまらない場合でも、解決できることもあります。あきらめずに早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

